	※ 処理	整	理	番	号	事務所	区分	管	理	番	号	申告区分
	事項	1 1	1 1									
		法人	、番号	<u>.</u>		1 1	I	1 1	ı			
法 人 名		事	業		4	和	1	年	ı	月		日から
		年	度		4.	介和	1	年	1	月		日まで

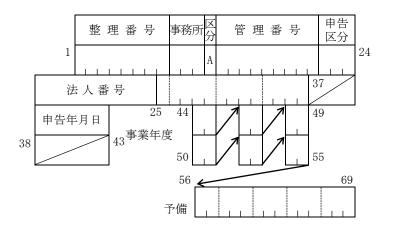
付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項 第3号 に掲げる事業 第4号

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

	付 加 価 値	額		計算				資本金等の額の計算
収	報酬給与額 別表5の2の2 3 又は別表5の3⑫	① 5の2の3②、同表19、同表19、同表19、同表19、同表19、同表19、同表19、同表19						資本金等の額 下表2 3 若しくは下表3 3 又は別表
益配分	純支払利子 別表5の2の2 9 又は別表5の4③	2						当該事業年度の月数 ③ 月
額の	純支払賃借料 別表5の2の2 % 又は別表5の5③	3		1 1		1 1		① × ①
計算	収益配分額 ①+②+③	4						控除額計 別表5の2の3⑫、同表 3 若しくは 同表 3 又は別表5の2の4⑩ ⑤
単年月	度損益 第6号様式 の 又は別表5 ♡	⑤				1 1		差引
付加付	西値額 ④+⑤	6						(Bのうち1,000億円以下の金額) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7
収益	2分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①/④	7					%	(Bのうち1,000億円を超え 5,000億円以下の金額 × 50 100
雇領の	$\textcircled{4} \times \frac{70}{100}$	8	兆	十億	百万 L L	千	円	
安定控	雇用安定控除額 ①-8	9						仮計
雇用	者給与等支給増加額 別表5の6の3 幻	10						国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数 ①
課税	票準となる付加価値額 ⑥-⑨-⑩	11)				1 1		国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数
								国内における特定ガス供給業に係る 期末の従業者数
								計
								課税標準となる資本金等の額 ②又は②×①/②、②×②/②若しくは②×③/②

2. 資本金等の額の明細

区分			期首	見在の金	≵額 🐠)	当期中の減少額 🐧						当期中	ロの増加	□額 🔇)	差引期末現在の金額 🚱 (②-② + ③)					
資本金の額	1	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	
又は出資金の額				11			L					1	1.1	1 1	11	11		1 1		11		
資本金の額及び資本準備金 の 額 の 合 算 額	2	ı	1 1		1 1	1 1	ı	1 1	1 1	1 1	1 1		1 1	1 1	1 1	1 1		1 1	1 1	1 1	1 1	
法人税の資本金等の額	3		1 1		1 1	11								11			ı					
期中に金額の増減があった場合の理由等																						



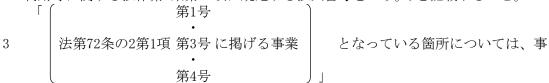
12	1	1 1	1 1	1 1	1 1
13	1	1 1	1 1		_
14		1 1	1 1	1 1	
15			1 1		
16			1 1		
17			1 1		
18	_				
19					
20					
21					
22	,		1 1		
23			1 1	1 1	
24			1 1		
25			1 1	1 1	

12 B

	期首現在の金額								<u>}</u>	当期	中の	減	少額		当期中の増加額						差引期末現在の金額					
13	15						28	29						42	43					56	57					70
26				1 1	1 1		1 1			_	1.1			1 1		1 1		1 1	1 1	1 1		1 1	1 1			1 1
27				1 1	1 1		1.1			ı	1.1		1 1	1 1		1 1		1 1	1 1	1 1						1 1
28	ı	1 1		1 1			1 1	ı		l	1 1		1 1	1 1	ı	1 1		1 1	1 1	1 1	ı				ı	

第6号様式別表5の2記載要領

- 1 この計算書は、法第72条の2第1項第1号イ若しくは第3号イに掲げる法人又は同項第4号に掲げる事業を行う法人が、付加価値割の課税標準となる付加価値額及び資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式、第6号様式(その2)又は第6号様式(その3)の申告書に添付すること。
- 2 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。



業の区分に応じ、「第1号」、「第3号」又は「第4号」のいずれかを○印で囲んで表示すること。

- 4 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる事業のうち2以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る付加価値額及び資本金等の額の計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。
- 5 「単年度損益⑤」の欄の記載に当たっては、次によること。
 - (1) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第1項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式の」とあるのは「(第6号様式の一別表10⑨)」と、「別表5⑩」とあるのは「(別表5⑩一別表10⑨)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (2) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第2項(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下この記載要領において「震災特例法」という。)第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式の」とあるのは「(第6号様式の一別表10の)」と、「別表5の」とあるのは「(別表5の一別表10の)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (3) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第3項(震災特例法第17条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式の」とあるのは「(第6号様式の一別表11⑫)」と、「別表5〇」とあるのは「(別表5〇一別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (4) 法第72条の18第1項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第4項の規定の適用を受けようとする法人にあっては、同欄中「第6号様式の」とあるのは「(第6号様式の一別表11⑫)」と、「別表5〇」とあるのは「(別表5〇一別表11⑫)」と読み替えて計算した金額を記載すること。
 - (5) 租税特別措置法第59条の2の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表4)の(33)の欄において減算した金額(損金算入額)がある場合は当該額を加算し、加算した金額(益金算入額)がある場合は当該額を減算した金額を記載すること。
 - (6) 租税特別措置法第66条の5の3第1項の規定の適用を受ける法人にあっては、法人税の明細書(別表17(2の3))の(10)の欄から(23)の欄を控除した金額を加算した金額を記載すること。
 - (7) 第6号様式別表5ののからのまで及びの各欄に記載のある法人にあってはこれらの欄の合計額を減算した金額を記載し、同表のの欄に記載のある法人にあっては同欄を加算した金額を記載すること。

- 6 「当該事業年度の月数⑬」の欄は、法第72条の21第3項、第4項又は第5項の規定の適用を受ける法人にあっては、当該規定に基づき計算した月数を記載すること。
- 7 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数の」から「計の」までの各欄は、 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業及び同項第4号に掲げる 事業のうち2以上の事業を併せて行う法人が記載し、次に掲げる場合に該当するときは、 「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数の」の欄には、当該事業年度に属 する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち 同項第1号に掲げる事業(非課税事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事 業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数 に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同 じ。)を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数⑩」の欄には、 当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業 所の従業者のうち同項第3号に掲げる事業(以下この記載要領において「収入金額等課税 事業」という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その 数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において 同じ。)を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数分」の欄には、 当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業 所の従業者のうち同項第4号に掲げる事業(以下この記載要領において「特定ガス供給業」 という。)に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数(その数に1 人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下この記載要領において同じ。) を記載し、「計の」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行 地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計し た数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在にお ける法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係 る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属す る各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特 定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を合計 した数を記載すること。
 - (1) 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業又は 特定ガス供給業を開始した場合
 - (2) 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は 特定ガス供給業を開始した場合
 - (3) 特定ガス供給業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入 金額等課税事業を開始した場合
 - (4) 所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を 併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業、収入金額等課税事業又 は特定ガス供給業を廃止した場合